

市川市告示第 18 号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成 16 年 2 月 20 日から効力を生ずる。

平成 16 年 2 月 20 日

市川市長 千葉 光 行

1. 町の区域及び名称の変更

別図のとおり、市川 1 丁目の一部を市川南 1 丁目とする。

変 更 調 書

大 字		地 番		
新	旧			
市川南 一丁目	市 川 一丁目	1, 709の3	1, 709の4	1, 709の5
		1, 709の6	1, 709の7	1, 709の8
		1, 709の9	1, 709の10	1, 709の11
		1, 709の12	1, 709の13	1, 709の14
		1, 709の15	1, 709の16	1, 709の17
		1, 709の18	1, 709の19	1, 709の20
		1, 709の21	1, 709の22	1, 709の23
		1, 709の24	1, 709の25	1, 709の26
		1, 709の27	1, 709の28	1, 709の29
		1, 709の30	1, 709の31	1, 709の32
		1, 709の33	1, 709の34	1, 709の35
		1, 709の36	1, 709の37	

備考 上記の土地の表示は、平成15年10月28日現在の土地登記簿謄本によるものである。